

公募公告

令和7年度タイにおける観光営業代行業務委託の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和7年3月24日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務の名称 令和7年度タイにおける観光営業代行業務委託
- (2) 公告業務の内容 令和7年度タイにおける観光営業代行業務委託
公募型プロポーザル募集要領のとおり
- (3) 履行期限 令和9年2月28日
ただし、営業代行業務は令和8年3月13日までに完了すること。
- (4) 県負担限度額 3,169,950円（消費税等諸税を含む）
ただし、送客実績に応じ増減する。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本において法人格を有していること。
- (2) タイに、支社や支店、パートナー企業を有しているなど現地で適切に運営業務を遂行できる実施体制を有していること。
- (3) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、タイにおいて、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 募集要領の交付

募集要領については、次のとおり交付する。

交付期間	令和7年3月24日（月）から令和7年4月2日（水）まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時の間
交付場所	福井県交流文化部観光誘客課 インバウンド推進室 なお、観光誘客課のホームページからダウンロードすることができる。
交付資料	令和7年度タイにおける観光営業代行業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

4 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質問 令和7年3月28日（金）17時までに、質問票（別紙様式3）により、電子メールで提出する。
- (2) 回答 令和7年3月31日（月）までに、応募者全員に電子メールで回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

5 資格の確認に関する事項

- (1) 企画提案に参加する者は、次により参加申請書（別紙様式1）を提出すること。
これにより参加資格要件を審査する。
- (2) 提出期限 令和7年4月2日（水）17時必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 電子ファイルまたは郵送により提出すること。
なお県は、参加申込書の提出を確認した際、その旨を電話または電子メールで連絡する。県から応募を確認した旨の連絡がない場合、上記（2）の提出期限の翌開庁日17時までに、下記「9 問い合わせ先」に電話で問い合わせをすること。これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。
- (6) 参加資格審査結果 令和7年4月3日（木）17時までに通知する。

6 企画提案書の提出

- (1) 上記5の（6）で参加資格を認定された者は、次により企画提案書（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年4月11日（金）17時必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 募集要領を参照すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

7 審査方法等

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書の内容を総合的に審査する。
- (3) 審査にあたり、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。質問を行う日時については別途通知する。なお、企画提案書の内容によっては質問がない場合もある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

9 問い合わせ先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 橋本、永田

TEL:0776-20-0699 Email: kankou@pref.fukui.lg.jp

様式等は福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/taieigyoudaikou.html>)

からダウンロードすることができる。